

正誤

平成二十六年十二月二十六日付け奈良県公報号外第三十九号正誤表

土木事務所において使用する知事印（中和土木事務所において使用する知事印に限る。）の新調	三百五十六	一	十七	3 土木事務所が所掌する公有財産及び土木工事に必要な土地に関する登記の嘱託	3 土木事務所が所掌する公有財産及び土木工事に必要な土地に関する登記の嘱託
					4 里道及び水路の境界確定並びに用途廃止（面積が五百平方メートル以上のもの、寄附・譲与に伴うもの及びゴルフ場開発に伴

うものを 除く。） に関する こと。 5 道路の 境界確定 に関する こと。 6 河川の 境界確定 に関する こと。 7 砂防施 設敷、地 すべり防 止施設敷 及び急傾 斜地崩壊 防止施設 敷の境界 確定に関 すること。 8 地図訂 正に関す ること。